

○大蔵委員会

内閣提出法律案（二件）

|    |   |    |   |    |      |       |       |            |       |     |    |       |    |       |     |    |       |    |       |    |                     |
|----|---|----|---|----|------|-------|-------|------------|-------|-----|----|-------|----|-------|-----|----|-------|----|-------|----|---------------------|
| 番号 | 1 | 件名 | 昭和五十七年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案 | 提出 | 提出月日 | 五月二二日 | 本院に受領 | 又は(衆)へ送付月日 | 五月二二日 | 参議院 | 付託 | 五月二二日 | 議決 | 五月二二日 | 衆議院 | 付託 | 五月二二日 | 議決 | 五月二二日 | 備考 | 五月二二日<br>本会議で趣旨説明聴取 |
|----|---|----|---|----|------|-------|-------|------------|-------|-----|----|-------|----|-------|-----|----|-------|----|-------|----|---------------------|

衆議院議員提出法律案（二件）

|    |    |    |  |     |                          |      |      |         |      |     |    |      |    |      |     |    |      |    |      |    |  |
|----|----|----|--|-----|--------------------------|------|------|---------|------|-----|----|------|----|------|-----|----|------|----|------|----|--|
| 番号 | 31 | 件名 | 第九十六回国会 貸金業の規制等に関する法律案                       | 提出者 | 大原一三君<br>外五名<br>(五七、八、三) | 提出月日 | 五月八日 | 本院へ提出月日 | 五月八日 | 参議院 | 付託 | 五月八日 | 議決 | 五月八日 | 衆議院 | 付託 | 五月八日 | 議決 | 五月八日 | 備考 |  |
| 番号 | 32 | 件名 | 第九十六回国会 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案 | 提出者 | 大原一三君<br>外五名<br>(八、五、三)  | 提出月日 | 五月八日 | 本院へ提出月日 | 五月八日 | 参議院 | 付託 | 五月八日 | 議決 | 五月八日 | 衆議院 | 付託 | 五月八日 | 議決 | 五月八日 | 備考 |  |

昭和五十七年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案（閣法第一号）（衆議院送付）

五七、一一、三〇 内閣提出

一一、一四 衆本会議趣旨説明

一一、一八 参本会議趣旨説明

一一、二四 衆可決

一一、二五 参可決

### 要旨

本法律案は、昭和五十七年度の租税収入が当初見込みを大きく下回り、その一方で極力公債発行の縮減が必要とされている現状にかんがみ、同年度における国債の元本償還に充てるべき資金の、一般会計から国債整理基金特別会計への定率繰入れ等を停止しようとするもので、その内容は次のとおりである。

一、国債の元本償還に充てるべき資金としては、前年度首国債総額の一・六パーセント相当額を、国債整理基金特別会計に繰入れることとされている（国債整理基金特別会計法第二条第二項）が、昭和五十七年度に限り、一般

会計についてはこの規定を適用しない。

二、一の国債総額の計算に際し、割引国債については、発行価格を額面金額とみなしているため、発行価格差減額（発行価格と額面との差額）については、その差減額を償還年限で除した金額を、同特別会計に繰入れることとされている（同特別会計法第二条の二第二項）が、この規定についても、同年度に限り、一般会計についてはこれを適用しない。

三、一及び二の措置による同年度の国債費の修正減少額は、一兆千九百八十四億円（定率繰入れ分一兆千二百二十六億円、発行価格差減額繰入れ分七百五十八億円）である。

### 委員長報告

ただいま議題となりました昭和五十七年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案について、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

昭和五十七年度におきましては、租税収入が落ち込み、公債の追加発行が避けられない状況にあります。その追加発行額も極力縮減する必要がありますので、本法律案は、

